令和８年６月４日
第７回介護保険運営協議会
参　考　資　料　１
（事前配布資料）

指定介護事業者の指定の一部の効力の停止処分について

下記事業者について、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８４条第１項第６号に該当する事実が認められたため、下記のとおり指定の一部効力停止の行政処分を行いました。

記

１　指定の一部の効力を停止とした事業者の名称及び所在地
株式会社ツインキールズ（代表取締役　赤星　良平）
東京都東久留米市滝山４－１－４０

２　事業所名等
サービス種別　　居宅介護支援
事業所名　　居宅介護支援事業所アルゴ
事業所所在地　　東京都東久留米市本町１－４－４５　アーク東久留米１階
指定年月日　　平成３１年４月１日
事業所番号　　１３７４８０２１１２

３　指定の一部の効力の停止期間及び内容
令和８年６月１日から令和８年１１月３０日までの６か月間の新規利用者の受入停止

４　介護保険法に基づく処分理由
（１）　運営基準違反（介護保険法第８３条の２第１項第２号）
介護支援専門員は、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接してモニタリングを行うべきところ（介護保険法第８１条第２項　東久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第５条　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準（平成１１年厚生省令第３８号）第１３条十四イロ）、１名の利用者について、担当ケアマネジャーは、令和５年８月から令和６年３月までの間、令和６年５月から令和６年１１月までの間、及び令和７年１月、これを行っていなかった（違反件数１６件）。
また、介護支援専門員は、少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すべきところ（同上法同条、同上条例同条、同上省令同条十四ハ）、上記１名の利用者について、担当ケアマネジャーは、上記のとおりモニタリングを行っていなかっ

たにもかかわらず、モニタリングの結果を記録し、その他の４２名の利用者について、担当ケアマネジャーは、令和５年８月から令和６年１０月までの間、及び令和７年２月から令和７年７月までの間、モニタリングの結果を記録しなかった（違反件数９０件）。

（２）　介護報酬の不正請求（介護保険法第８４条第１項第６号）

令和５年８月から令和６年１１月までの間、及び令和７年１月から令和７年７月までの間、居宅介護サービス計画費（居宅介護支援費）について、運営基準減算（介護保険法第４６条第２項　指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第２０号）別表注６　厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号）八十二）に該当するにもかかわらず、減算せずに不正に請求した。

また、令和５年８月から令和６年２月までの間、居宅介護サービス計画費（居宅介護支援費における特定事業所加算（Ⅱ））については、厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号）八十四ロに適合していないにもかかわらず、加算して不正に請求した。